主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人内田喜夫の上告理由第一点について

宝地に転用するための農地の売買契約につき、買主が農地法五条による許可申請 手続に協力しない場合であつても、同人が右売買代金の支払をすでに完了している ときは、特段の事情のないかぎり、売主は買主が右協力をしないことを理由に売買 契約を解除することはできないものというべきである。所論引用の判例(当小法廷 昭和四二年四月六日判決・民集二一巻三号五三三頁)は、事案を異にし、本件に適 切でない。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

## 同第二点について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	寸	藤	重	光